

株主総会参考書類（別冊）

第2号議案添付資料

カテナ株式会社の最終事業年度（平成21年3月期）
に係る計算書類等の内容

事	業	報	告																				
連	結	貸	借	対	照	表																	
連	結	損	益	計	算	書																	
連	結	株	主	資	本	等	変	動	計	算	書												
連	結	注	記	表																			
連	結	計	算	書	類	に	係	る	会	計	監	査	人	の	会	計	監	査	報	告	書	謄	本
連	結	計	算	書	類	に	係	る	監	査	役	会	の	監	査	報	告	書	謄	本			
貸	借	対	照	表																			
損	益	計	算	書																			
株	主	資	本	等	変	動	計	算	書														
個	別	注	記	表																			
会	計	監	査	人	の	監	査	報	告	書	謄	本											
監	査	役	会	の	監	査	報	告	書	謄	本												

株式会社システムプロ

事業報告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、米国の金融危機に端を発した世界同時不況と、それに起因する輸出の急減、さらには円高の進行等から輸出依存型産業を中心に企業業績は急速に悪化し、国内経済は未曾有の不況に直面しました。

当社が属するIT（情報技術）サービス産業においても、年度前半はユーザー企業のIT投資は総じて底堅く推移しておりましたが、年度後半に入り、米国大手証券会社の経営破綻等も加わり、企業業績の悪化や株価の大幅下落等の影響からIT投資を絞り込む企業が増加し、IT市場は極めて厳しい環境で推移しました。

このような環境のもと、当社グループは、中核事業であるシステム開発事業を中心とした既存事業を強化して足元の業績を固めるとともに、一方で将来の成長のための先行投資についても積極的に推進しました。

当期において実行した重点施策は、以下のとおりであります。

まず第一に、足元の業績を固めるため、既存事業の強化・拡大に注力しました。当社が強みを持つ分野で、かつ、顧客先常駐型の継続的ビジネスが中心のためIT投資削減の影響を比較的受けにくいシステム開発やアウトソーシングサービスを中心とした既存事業の強化・拡大に注力しました。

一つ目は、システム開発において、大手システムインテグレーターとの協業により保険・共済系の大口プロジェクトを受注したことに加え、プロジェクト管理の徹底や中国およびインドのオフショアの活用等によって、利益率が大幅に改善されたことにより、前期と比べ売上高で4.0%の増加、営業利益で9.9%の増加となり、システム開発は増収・増益となりました。

二つ目は、アウトソーシングサービス事業において、当社の価格競争力を生かしてアウトソーシングサービスの他社からのリプレースを推進し、着実に成果に結びつきつつあります。

三つ目は、優良既存顧客の顧客満足度を高めるため、徹底した社員教育を実施しました。

当期より、人事部を「人材戦略本部」に格上げし、その中に人材育成を主

要業務とする「カテナアカデミー」を設置し、全社をあげて人材力の強化に取り組みました。

四つ目は、顧客の信頼を勝ち得るため、企業の情報セキュリティの強化および内部統制システムの整備を経営の最重要課題として位置づけ、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を中心にして、コーポレートガバナンスの一層の強化を図りました。

第二に、既存事業の強化・拡大を図る一方で、「サーバー基盤構築ビジネス」等、将来の収益の柱となる新規事業の育成・拡大にも注力しました。

最後に、経営の重要課題の一つであります「財務体質の強化」につきましては、当期においても有利子負債の圧縮を積極的に進め、前期末に9,885百万円であった有利子負債の額は、当期末には7,630百万円となり、2,255百万円(22.8%)圧縮することができました。また、財務の安定性を示す指標である自己資本比率は当期末において42.2%となり、前期末の36.0%から6.2ポイント向上するなど財務は大幅に改善しました。

以上のように経営改善を行い、事業の発展に向けて努力いたしました結果、当期の業績は、次のとおりとなりました。

まず、当期の売上高は37,211百万円となり、前期に比べ5,918百万円(13.7%)の減少となりました。

売上高の減少要因は、システム商品販売事業(法人顧客等にパソコン・サーバー等のシステム商品を販売する事業)において、利益重視、キャッシュ・フロー重視の観点から利益の取りにくい商品の販売を意図的に減少させたことや、主要顧客である大手製造業の設備投資抑制の影響を受けたこと、また、システムインテグレーション事業(システム構築およびそれに関わる機器等の販売を行っている事業)において、外資系企業の設備投資抑制の影響を受けたこと等によるものであります。

なお、中核事業のシステム開発事業は、前期比445百万円(4.0%)の増加、また、同じく中核事業のアウトソーシングサービス事業(システムの運用・保守やヘルプデスクを行っている事業)についても同336百万円(6.8%)の増加となりました。

次に、営業利益は、2,197百万円となり、前期に比べ167百万円(8.3%)の増加となりました。

営業利益の主な増加要因は、システム開発事業において、前期からの人材の確保が順調に進んだことにより要員の充足ができたこと、および一括受注案件において、プロジェクト管理の徹底・強化により生産性が大幅に向上したこと、ならびに中国およびインドのオフショアの活用等によりコストダウンが図られたことにより、同事業の営業利益が前期に比べ157百万円

(9.9%)増加したことによるものであります。

経常利益は2,039百万円となり、前期に比べ189百万円(10.3%)の増加となりました。

経常利益の主な増加要因は、持分法適用関連会社のカテナレンタルシステム株式会社が資産を評価減したことに伴い、77百万円の持分法投資損失(前期は8百万円の利益)を計上したものの、上記のとおり、営業利益が増加したこと、ならびに有利子負債を前期に比べ2,255百万円(22.8%)削減したことにより、支払利息が77百万円(32.1%)減少したこと等であります。

当期純利益は1,069百万円となり、前期に比べ100百万円(8.6%)の減少となりました。

当期純利益の主な減少要因は、当社が保有する「その他有価証券」に区分される保有有価証券のうち、時価が著しく下落し、その回復が認められないものについて、減損処理による投資有価証券評価損を特別損失(減損損失)として935百万円計上したこと等であります。

今後とも当社グループあげて業績の向上に一層努力してまいる所存でありますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

事業のセグメント別業績は次のとおりです。

[システム開発事業]

ソフトウェアの開発を行っている当事業の売上高は、当社グループの主要顧客である銀行・生損保のサブプライムローン問題に起因したIT投資縮小の影響を受けたものの、オープン系一括受託案件の受注が順調であったことから、売上高は11,577百万円(前期比4.0%増)となりました。

利益面では、売上高の増加による利益の増加に加え、徹底したプロジェクト管理により、生産性の向上を図ったこと等から、営業利益は1,736百万円(前期比9.9%増)となりました。

当事業の当社および連結子会社、ならびに連結の業績は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

会社名	売上高	営業利益
カテナ(株)	8,743	1,471
アドバンスト・アプリケーション㈱	2,905	266
㈱エス・ラボ	27	△ 1
連結	11,577	1,736

[アウトソーシングサービス事業]

システムの運用・保守やヘルプデスクを行っている当事業の売上高は、年度後半の米国大手証券会社の経営破綻以降、市場環境が急速に厳しくなったものの、年度前半においては企業のアウトソーシング化の需要が旺盛であったこと等から、売上高は5,289百万円（前期比6.8%増）となりました。

利益面では、売上高の増加による利益の増加があったものの、市場環境の悪化から不稼働要員が増加したことや、顧客からの単価ダウン要請の影響等により、営業利益は802百万円（前期比4.7%減）となりました。

当事業の当社および連結子会社、ならびに連結の業績は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

会社名	売上高	営業利益
カテナ(株)	3,783	672
東京都ビジネスサービス(株)	1,510	130
連 結	5,289	802

[システムインテグレーション事業]

システム構築およびそれに関わる機器等の販売を行っている当事業は、年度後半の米国大手証券会社の経営破綻以降、外資系企業のIT投資の抑制が急激に進んだ影響を受け、売上高は5,340百万円（前期比16.5%減）となりました。

利益面では、売上減に伴う利益の減少があったものの、前期に事業を売却・撤退した防災システム事業のリストラ利益等により、営業利益は194百万円（前期比198.0%増）となりました。

当事業は、当社本体のみの事業であります。

(単位：百万円)

会社名	売上高	営業利益
カテナ(株)	5,340	194
連 結	5,340	194

[システム商品販売事業]

法人顧客等にパソコン・サーバー等のシステム商品を販売する当事業は、利益の取りにくいPC販売から、高付加価値商品のサーバー・ワークステーション販売へ注力したことによる売上高の減少に加え、大手製造業を中心とした、業績悪化によるIT投資縮小の影響を受け、売上高は15,059百万円（前期比27.0%減）となりました。

利益面では、利益率の高いサーバー・ワークステーション販売へ注力したことによる利益の増加があったものの、上記売上減に伴う利益の減少をカバーできなかったことから、営業利益は473百万円（前期比8.9%減）となりました。

当事業は、当社本体のみの事業であります。

（単位：百万円）

会社名	売上高	営業利益
カテナ(株)	15,059	473
連 結	15,059	473

なお、上記各事業の売上高は、セグメント間の内部売上高または振替高を含めて表示しております。

(2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資等の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 中長期的な会社の経営戦略および対処すべき課題

当社グループの主要顧客である銀行・生損保等の金融機関、大手システムインテグレーター、外資系企業等においては、世界同時不況や円高による企業業績の悪化、さらには株価の大幅下落等の影響を受け、IT投資は大きく落込んでおりますが、当社グループの中核事業であるシステム開発においては、凍結・先送りされた案件を含め、ユーザー企業のIT投資の潜在需要は旺盛であり、中長期的に見れば拡大基調で推移するものと思われま

す。このような見通しの中で、当社グループは、当社グループの中核事業であり、かつIT投資削減の影響を受ける度合いが相対的に低いシステム開発事業とアウトソーシングサービス事業を中心に足元の業績を固めるとともに、

人材の確保・育成や新規事業の育成・拡大等、将来の成長に向けての先行投資についても着実に進めていく方針であります。

具体的な推進策は下記のとおりであります。

① 既存事業の強化

「選択と集中」の方針のもとに、当社グループの強みであり、かつ最大の収益源であるシステム開発事業およびアウトソーシングサービス事業に人材を中心とする経営資源を重点的に投入し、これら中核事業の収益基盤の強化・拡大を図ってまいります。

これら事業については、人材力が企業の競争力を左右するため、社内教育研修制度やOJTを充実することにより、現場力・人材力を高め、競争力強化に取り組んでまいります。

② 新規事業の育成・拡大

既存事業の収益基盤を強化する一方で、将来の収益の柱となる新規事業の育成・拡大を図ってまいります。具体的には、前期より新規事業として本格的に立上げ、順調に拡大しつつあるサーバー・ストレージを中核とした基盤構築ビジネスや筆頭株主である株式会社システムプロとの協業による「クラウドソリューション」サービス事業への新規参入等、将来の収益の柱となる事業の立上げ・育成への取り組みを強化してまいります。

③ 当社事業部門間およびグループ会社間の事業上のシナジーの創出

当社グループは、システムの企画・設計・開発から運用・保守、ヘルプデスクまでの一貫したITサービス事業と、システム機器やソフトウェアの調達・販売も加え、IT総合商社として幅広いIT事業を展開しております。

一方で、金融機関、システムインテグレーター、製造業系企業そして外資系企業等を中心に3,000社を超える顧客基盤を有しております。

当社グループが持つこれらの幅広い事業ドメインと幅広い顧客基盤を活かし、事業部門およびグループ会社間を超えてビジネスの横展開を推進しており、一定の成果をあげつつあります。

これらの活動をさらに拡大・強化していくことで、事業部門間および株式会社システムプロをはじめとするグループ会社間の事業上のシナジーを創出してまいります。

④ 人材の確保と育成

I Tサービス産業においては、人材力が企業の競争力に直結することから、前述のとおり、当社では、当期において人事部を「人財戦略本部」に格上げするとともに、人材の育成を主要業務とする「カテナアカデミー」を新設し、人材の育成に全社をあげて取り組んでおります。具体的には、社内の教育研修制度の充実、O J Tの強化および自己研鑽の支援の強化を3本柱にして、社員の能力形成を支援することにより、人材力の強化に注力してまいります。

⑤ 財務の改善

当社グループの財務の状況については、4年前の平成17年3月期に比べ、有利子負債が183億円から76億円へ107億円の減少、自己資本比率が20.7%から42.2%へ21.5ポイント向上するなど、ここ3～4年来実施してまいりました事業や財務の抜本的リストラにより大幅に改善しました。

今後も財務の安定性を高めるため、更なる財務体質の強化に取り組んでまいります。特に財務上の問題として残されております有利子負債（当期末現在7,630百万円）の圧縮につきましては、収益による返済のほか、有価証券の売却や在庫等資産の圧縮による返済も積極的に進めることにより、来期中における実質無借金（有利子負債残高を現預金の範囲内に抑えること）の実現を目指します。

⑥ 情報セキュリティと内部統制

顧客ニーズが高度化・多様化しており、納期や品質、投資対効果の明確化等に加え、情報セキュリティや内部統制への対応などが求められています。

当社グループでは、企業の情報セキュリティの強化および内部統制システムの整備を経営の最重要課題として位置づけ、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を中心に、ISO/IEC27001やプライバシーマークの各認証等に則った管理を行うことにより、コーポレートガバナンスの一層の強化を図ってまいります。

(5) 財産および損益の状況

区 分		期 別			
		第 39 期	第 40 期	第 41 期	第 42 期 (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)		37,833	40,775	43,129	37,211
経 常 利 益(百万円)		1,050	1,564	1,849	2,039
当 期 純 利 益(百万円)		1,501	1,079	1,169	1,069
1 株 当 た り	当 期 純 利 益 (円)	48.90	34.86	36.53	31.13
	純 資 産 (円)	309.50	321.37	325.36	353.59
純 資 産(百万円)		9,555	10,609	11,875	12,667
総 資 産(百万円)		32,739	31,026	31,041	28,088

- (注) 1. 第40期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
3. 第42期(当連結会計年度)につきましては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社に関する事項

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
東京都ビジネスサービス株式会社	百万円 100	% 51.0	データ入力業務、顧客管理業務、大量出力および発送業務、事務処理代行業務ならびに電子ファイリング業務
アドバンスト・アプリケーション株式会社	169	62.6	ソフトウェア開発
ソフトウェア生産技術研究所株式会社	10	94.5	ソフトウェア開発基盤技術「Lye」の研究・開発

(注) 1. ソフトウェア生産技術研究所株式会社は、平成21年3月31日現在事業を休止しております。

2. 株式会社エス・ラボは、当連結会計年度に株式を売却し子会社ではなくなったため、連結の範囲から除外しております。

③ その他の企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

当社の企業集団は、当連結会計年度末現在、当社および連結子会社3社で構成され、システム開発、アウトソーシングサービス、システムインテグレーション、コンピュータ機器・周辺機器・ソフトウェアの販売を主な事業内容とし、さらに各事業に関連するその他のサービス等の事業活動を総合的に展開しております。

当社グループの事業に係る位置づけは次のとおりであります。

事業区分	主な事業内容	主な会社名	
システム開発事業	システムコンサルティングサービス システム設計・開発・保守	国内	当社 アドバンスト・アプリケーション(株)
アウトソーシングサービス事業	コンピュータシステム・ネットワークの保守・運用 ヘルプデスク・ユーザーサポート データ入力	国内	当社 東京都ビジネスサービス(株)
システムインテグレーション事業	ネットワークコンサルティング・構築サービス 企業向けシステム構築サービス POSシステム構築	国内	当社
システム商品販売事業	法人顧客およびSI/VAR向けIT関連商品の販売	国内	当社

(8) 主要な事業所および営業所（平成21年3月31日現在）

当 社	本 社	東京都江東区潮見2丁目10番24号
	支 社	西日本支社（大阪府大阪市北区）
	開発センター	多摩センター（東京都多摩市） 名古屋開発センター（愛知県名古屋市中区）
	営 業 所	水道橋オフィス（東京都文京区） 川崎営業所（神奈川県川崎市川崎区）
アドバンスト・アプリケーション株式会社	本 社	東京都多摩市落合1丁目15番地2
	事 業 所	日本橋事業所（東京都中央区）
東京都ビジネスサービス株式会社	本 社	東京都江東区潮見2丁目10番24号

(9) 従業員 の 状 況 (平成21年 3月31日現在)

事業区分	従業員数	前期末比増減
システム開発事業	711名	38名増
アウトソーシングサービス事業	694	43名増
システムインテグレーション事業	49	8名減
システム商品販売事業	97	5名増
全社(共通)	70	18名増
合計	1,621	96名増

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員(年間平均雇用人数200名)は含んでおりません。

(10) 主要な借入先(平成21年 3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社三井住友銀行	1,760
株式会社みずほ銀行	2,251
株式会社りそな銀行	1,383
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,067

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 120,000,000株

(2) 発行済株式の総数 33,560,116株（自己株式1,009,935株を除きます。）

（注）当事業年度中に新株予約権の行使により、発行済株式の総数が203,000株増加しております。

(3) 当期末株主数 6,980名

(4) 大株主

株主名	持株数（百株）	出資比率（％）
株式会社システムプロ	126,797	37.78
カテナ従業員持株会	9,462	2.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	6,300	1.88
上原一生	5,246	1.56
株式会社三井住友銀行	3,343	1.00
井上久雄	3,250	0.97
株式会社みずほ銀行	2,482	0.74
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	2,430	0.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2,276	0.68
ウリエンユ一	2,030	0.60

（注） 1. 百株未満は切り捨てて表示しております。

2. 当社は、自己株式1,009,935株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

また、出資比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における新株予約権の状況

第2回新株予約権（平成17年1月25日発行）

- ・新株予約権の数
4,567個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式456,700株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価額
1個当たり 25,300円（1株当たり 253円）
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成17年7月1日～平成22年6月30日
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 対象者は、本件新株予約権の行使時において、当社ならびに当社子会社および関連会社の取締役、監査役、従業員、ならびに当社の顧問、コンサルタントその他これに準じる地位にあることを要する。
 - ② 本件新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。
 - ③ 対象者が死亡した場合、その相続人が本件新株予約権を行使することができる。
 - ④ その他権利行使に関する条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。
- ・新株予約権の取得事由
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、取締役会の決議をもって、本件新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ② 対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、また、対象者が本件新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。

・上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	398個	39,800株	3名
監査役	50個	5,000株	1名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	会社における地位、担当および他の法人等の代表状況等
逸見愛親	取締役・会長（株式会社システムプロ代表取締役会長）
平本謹一	代表取締役・執行役員社長
甲斐隆文	取締役・執行役員常務管理本部長
杉山一	取締役・執行役員常務人財戦略本部長兼営業本部長兼システム商品事業本部長兼同本部管理部長
小田信也	取締役・執行役員常務事業推進統括本部長
三浦賢治	取締役（株式会社システムプロ代表取締役社長）
淵之上勝弘	取締役
原徹	常勤監査役
中村嘉宏	監査役
鈴木豊	監査役
川口幸久	監査役

(注) 1. 当事業年度中の役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 就任

平成20年6月27日開催の第41期定時株主総会において、逸見愛親氏が取締役役に新たに選任され、就任いたしました。

(2) 退任

① 福井武義氏は、平成20年6月27日開催の第41期定時株主総会の終結の時をもって取締役を辞任いたしました。

② 倉林武氏は、平成20年6月27日開催の第41期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により監査役を退任いたしました。

- 取締役逸見愛親氏、三浦賢治氏および淵之上勝弘氏は社外取締役であります。
- 監査役中村嘉宏氏、鈴木豊氏および川口幸久氏は社外監査役であります。
- 監査役鈴木豊氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (3名)	100百万円 (10百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	20百万円 (8百万円)
合 計	13名	120百万円

- (注) 1. 上記報酬等の額には、当事業年度中に役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した17百万円を含んでおります。
2. 上記の取締役および監査役の支給人員には、平成20年6月27日開催の第41期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名を含んでおります。
3. 上記支給額のほか、平成20年6月27日開催の第41期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役2名に対して32百万円、退任監査役1名に対して2百万円支給しております。
4. 取締役の報酬限度額は、平成6年2月15日開催の臨時株主総会において年額400百万円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成6年2月15日開催の臨時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 逸見愛親

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

- ・株式会社システムプロ代表取締役会長

同社は当社の議決権数の37.8%を所有しており、当社は同社の関連会社の一つであります。同社は当社との間に業務委託およびシステム商品購入等の取引関係があり、また、同社は当社の業務内容であるWeb系・オープン系ソフトウェア設計開発業務等を営んでおります。

イ. 他の株式会社の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

ウ. 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

就任後の当期開催の取締役会11回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

オ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

カ. 当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

② 取締役 三浦賢治

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

- ・株式会社システムプロ代表取締役社長

同社は当社の議決権数の37.8%を所有しており、当社は同社の関連会社の一つであります。同社は当社との間に業務委託およびシステム商品購入等の取引関係があり、また、同社は当社の業務内容であるWeb系・オープン系ソフトウェア設計開発業務等を営んでおります。

イ. 他の株式会社の社外役員の兼任状況

北洋情報システム株式会社社外取締役

ウ. 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会18回のうち15回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

オ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

カ. 当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

③ 取締役 淵之上勝弘

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

- ・株式会社システムプロ専務取締役

同社は当社の議決権数の37.8%を所有しており、当社は同社の関連会社の一つであります。同社は当社との間に業務委託およびシステム商品

購入等の取引関係があり、また、同社は当社の業務内容であるWeb系・オープン系ソフトウェア設計開発業務等を営んでおります。

イ. 他の株式会社の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

ウ. 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会18回のうち17回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

オ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

カ. 当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

④ 監査役 中村嘉宏

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

イ. 他の株式会社の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

ウ. 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会18回の全てに出席し、また当期開催の監査役会14回の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

オ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

カ. 当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

⑤ 監査役 鈴木 豊

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

イ. 他の株式会社の社外役員の兼任状況

- ・株式会社三井ハイテック社外取締役
- ・三信電気株式会社社外監査役
- ・株式会社テムコジャパン社外監査役

ウ. 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会18回のうち15回に出席し、また当期開催の監査役会14回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

オ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

カ. 当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

⑥ 監査役 川口幸久

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

- ・株式会社システムプロ常勤監査役

同社は当社の議決権数の37.8%を所有しており、当社は同社の関連会社の一つであります。同社は当社との間に業務委託およびシステム商品購入等の取引関係があり、また、同社は当社の業務内容であるWeb系・オープン系ソフトウェア設計開発業務等を営んでおります。

イ. 他の株式会社の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

ウ. 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会18回のうち13回に出席し、また当期開催の監査役会14回のうち13回に出席し、必要に応じ、他社における常勤監査役とし

ての豊富な経験・知見からの発言を行っております。

オ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

カ. 当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

40百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

53百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務契約

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があり、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断したときには、監査役会は会社法第340条の規定により会計監査人の解任を決定いたします。また、そのほか会計監査人であることにつき支障があると判断されるときには、解任または不再任の議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

＜Ⅰ. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制＞

- ① 当社のグループに共通の企業行動憲章を策定し、グループ全員への浸透を図る。
- ② リスクマネジメント・コンプライアンス担当取締役を任命し、同取締役を委員長とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に基づき、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。
- ③ リスクマネジメント・コンプライアンス委員会では、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告する。一方取締役または監査役がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかにリスクマネジメント・コンプライアンス委員会に報告する体制を構築する。
- ④ 公益通報者保護法に基づき、内部通報窓口である内部監査室に社員が通報する内部通報制度を制定する。内部監査室から報告を受けたリスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、その内容を調査し、担当部門と協議の上、全社的な再発防止策を決定し、実施する。
- ⑤ 品質、環境、情報セキュリティ、個人情報保護については、ISO9001、ISO14001、ISO/IEC27001、プライバシーマークの各認証を取得し、これらの認証に則った管理を行う。これらはリスクマネジメント・コンプライアンス委員会が中心となって運用する。
- ⑥ 全社員に対して年1回の情報セキュリティ教育、管理職社員に対しての各種コンプライアンス教育を行う。

＜Ⅱ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項＞

- ① 文書管理規程により、次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。）を保存する。
 - ア. 株主総会議事録
 - イ. 取締役会議事録
 - ウ. リスクマネジメント・コンプライアンス委員会議事録
 - エ. 稟議書
 - オ. 契約書
 - カ. 会計帳簿、計算書類、出入金伝票

キ. 税務署その他官公庁、証券取引所に提出した書類の写し

ク. その他文書管理規程に定める文書

- ② 前項各号に定める文書の保管期間、保管場所は、文書管理規程に定める。取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、要請の日から3日以内に、本社において閲覧が可能となるものでなければならない。

<Ⅲ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制>

- ① リスクマネジメント規程を策定し、同規程においてリスクカテゴリーごとの責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。
- ② 内部監査部門が部署ごとのリスク管理の状況を監査する。リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、内部監査の結果報告を受け、全社的リスク管理の進捗状況のレビューを実施する。この結果は取締役会および監査役会に報告される。
- ③ 事件・事故、災害、不祥事等が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とし、必要な人員で組織する対策本部を設置して対応する。

<Ⅳ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制>

- ① 全社的な年間目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標および権限分配を含めた効率的な達成の方法を定める。
- ② ITを活用したシステムにより月次の業績を迅速にデータ化する。
- ③ 事業推進会議および取締役会において定期的に結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を行って目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

<Ⅴ. 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制>

- ① 当社のグループに共通の企業行動憲章を策定し、グループ全員への浸透を図る。
- ② 当社のリスクマネジメント・コンプライアンス担当取締役をグループコンプライアンスオフィサーとして任命して、グループ全体の内部統制の整備に対する責任を明確にする。
- ③ 当社の代表取締役およびグループコンプライアンスオフィサーは、各関係会社の取締役から重要事項について定期的に報告を受ける。
- ④ 各関係会社に監査役を派遣し、内部監査体制に関する監査を実施する。
- ⑤ 関係会社ごとに数値目標およびリスク項目を設定し、当社管理本部に

において数値目標の達成およびリスク管理状況を定期的にレビューし、その結果をフィードバックする。

- ⑥ 当社および関係会社のコンプライアンスその他の業務の適正化に向けた取り組みについて株主等に対して積極的に開示する。

<VI. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項>

- ① 監査役は内部監査室所属の社員ならびに管理本部および人財戦略本部所属の特定の社員に対して監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。取締役、内部監査室長、管理本部長、人財戦略本部長等は、当該社員に対して直接的または間接的に当該命令の実行を阻害する行為をしてはならない。
- ② 前項の社員の人事異動または懲戒処分については、監査役会の承認を得るものとする。

<VII. 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他監査役会への報告に関する体制>

取締役または社員は、監査役会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報窓口に対する通報状況およびその内容を速やかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役会と監査役会との協議により決定する方法によるものとする。

<VIII. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制>

監査役に対して、独自に顧問弁護士と契約し、または弁護士、公認会計士から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

<IX. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況>

① 基本的な考え方

当社は、企業や市民社会の秩序に脅威を与える暴力団をはじめとする反社会的勢力に反対し、一切の関係を持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度でこれを拒絶し、利益の供与は絶対に行わないことを基本方針とする。

② 整備状況

当社グループでは、「カテナグループ企業行動憲章」において、「反社会的勢力に反対し、一切関係を持ちません。」と明記しているとおり、全役職員に対し、企業行動憲章の周知徹底を図っている。

③ 対応統括部署

反社会的勢力からの接触や不当要求に対しては、総務部が警察、弁護士等と緊密に連携を図りながら統括部署として対応し、対応責任者は管理本部長、その補佐は総務部長および法務・知的財産部長が行うこととする。

④ 外部の専門機関との連携状況

反社会的勢力からの接触や不当要求は企業にとっての危機であるとの認識の下、危機管理の一環として、警察、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、弁護士等の外部機関と連携し、企業防衛に関する必要な情報の収集を行うとともに、役職員の啓蒙活動に取り組んでいる。

⑤ 対応マニュアルの整備状況

当社は、「特殊暴力対応マニュアル」を整備しており、当社と取引を行う相手先の反社会的勢力との関わりについて、原則として信用調査等により反社会的勢力と関わりがないことを確認した上で取引を開始している。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	14,571	流 動 負 債	11,427
現金及び預金	5,854	買 掛 金	3,711
受取手形及び売掛金	7,131	短 期 借 入 金	4,390
商 品	366	1年以内返済予定長期借入金	1,265
仕 掛 品	137	1年以内償還予定社債	200
繰延税金資産	835	未 払 金	754
そ の 他	253	未 払 法 人 税 等	162
貸倒引当金	△ 8	賞 与 引 当 金	396
固 定 資 産	13,517	そ の 他	547
有 形 固 定 資 産	9,165	固 定 負 債	3,994
建物及び構築物	2,830	社 債	300
土 地	6,059	長 期 借 入 金	1,475
そ の 他	275	退 職 給 付 引 当 金	1,706
無 形 固 定 資 産	109	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	181
ソフトウェア	62	そ の 他	330
そ の 他	47	負 債 合 計	15,421
投 資 其 他 の 資 産	4,242	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	971	株 主 資 本	11,870
長 期 貸 付 金	445	資 本 金	5,392
保 証 金	202	資 本 剰 余 金	2,680
繰延税金資産	2,987	利 益 剰 余 金	4,031
そ の 他	287	自 己 株 式	△ 233
貸倒引当金	△ 652	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 3
資 産 合 計	28,088	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 3
		少 数 株 主 持 分	800
		純 資 産 合 計	12,667
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	28,088

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成20年4月1日)
(至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		37,211
売 上 原 価		32,341
売 上 総 利 益		4,869
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,672
営 業 利 益		2,197
営 業 外 収 益		
不 動 産 賃 貸 料	315	
そ の 他	86	402
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	163	
賃 貸 原 価	141	
支 払 手 数 料	147	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	77	
そ の 他	31	560
経 常 利 益		2,039
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	40	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	15	
そ の 他	6	62
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	935	
そ の 他	27	962
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,138
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	210	
法 人 税 等 調 整 額	△235	△ 25
少 数 株 主 利 益		94
当 期 純 利 益		1,069

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成20年4月1日)
(至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
前 期 末 残 高	5,371	2,666	3,305	△ 20	11,324
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	20	20			40
剰 余 金 の 配 当			△ 343		△ 343
当 期 純 利 益			1,069		1,069
自 己 株 式 の 処 分		△ 6		29	22
自 己 株 式 の 取 得				△242	△ 242
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当 期 変 動 額 合 計	20	13	725	△213	546
当 期 末 残 高	5,392	2,680	4,031	△233	11,870

	評価・換算差額等	少数株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金		
前 期 末 残 高	△168	719	11,875
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			40
剰 余 金 の 配 当			△ 343
当 期 純 利 益			1,069
自 己 株 式 の 処 分			22
自 己 株 式 の 取 得			△ 242
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	164	80	245
当 期 変 動 額 合 計	164	80	791
当 期 末 残 高	△ 3	800	12,667

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社……………3社

東京都ビジネスサービス㈱、アドバンスト・アプリケーション㈱、ソフトウェア生産技術研究所㈱

㈱エス・ラボは当連結会計年度に所有株式を全て売却したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社……………1社

カテナレンタルシステム㈱

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、アドバンスト・アプリケーション㈱の事業年度末日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券：

時価のあるもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ：時価法

③ たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準……………原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

評価方法

商品：移動平均法

仕掛品：個別法

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたため、棚卸資産の評価基準については、原価法から原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）に変更しております。

なお、これによる損益への影響は軽微であります。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）：定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～65年

② 無形固定資産（リース資産を除く）：

自社利用のソフトウェア……………社内における利用期間（5年）に基づく定額法

市場販売目的のソフトウェア……………販売開始後3年以内の販売見込数量に基づき償却

ただし、その償却額が残存有効期間に基づく均等配分額に満たない場合は、その均等配分額を最低限として償却しております。

その他無形固定資産……………定額法

③ リース資産：

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……

定額法（リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定）

(会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における未経過リース料残高を取得原価として取得したものとしてリース資産を計上する方法によっております。

これによる損益に与える影響はありません。

(3) 重要な引当金の計上方法

- ①貸倒引当金：債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金：従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法による按分額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。
- ④役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金支払に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(追加情報)

役員賞与引当金につきましては、従来、役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しておりましたが、役員報酬制度の見直しに伴い、役員賞与を支給しないこととしたため、当連結会計年度より、役員賞与引当金を計上しておりません。

(4) 重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップについて、特例処理を採用しております。

(6) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

連結貸借対照表関係

1. 有形固定資産の減価償却累計額		5,637百万円
2. (1) 担保に供している資産	建物及び構築物	2,744百万円
	土 地	5,619百万円
(2) 担保に係る債務	短期借入金	4,195百万円
	1年以内返済予定長期借入金	515百万円
	長期借入金	350百万円

連結株主資本等変動計算書関係

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

34,570,051株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成20年6月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	240百万円	7円	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年10月23日 取 締 役 会	普通株式	103百万円	3円	平成20年9月30日	平成20年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度となるもの

平成21年6月26日開催予定の定時株主総会の議案として、配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成21年6月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	167百万円	5円	平成21年3月31日	平成21年6月29日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式

456,700株

退職給付関係

1. 退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

(1) 退職給付債務	△2,225
(2) 年金資産	401
(3) 未積立退職給付債務 (1) + (2)	△1,824
(4) 未認識数理計算上の差異	154
(5) 連結貸借対照表計上額純額 (3) + (4)	△1,670
(6) 前払年金費用	36
(7) 退職給付引当金 (5) - (6)	△1,706

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

(1) 勤務費用	181
(2) 利息費用	33
(3) 期待運用収益	△ 3
(4) 数理計算上の差異費用処理額	1
(5) 退職給付費用 (1) + (2) + (3) + (4)	211

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(2) 割引率	2.0%
(3) 期待運用収益率	1.0%
(4) 数理計算上の差異の処理年数	5年

(各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法による按分額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。)

1 株当たり情報関係

1. 1株当たり純資産額	353円59銭
2. 1株当たり当期純利益	31円13銭

重要な後発事象関係

(自己株式の取得)

当社は、平成21年4月27日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定に読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、定款の定めに基づき、自己の株式を取得するものであります。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得しうる株式の総数	2,000,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 5.96%)
(3) 株式の取得価額の総額	600百万円(上限)
(4) 取得期間	平成21年4月28日から 平成21年7月27日まで

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月15日

カテナ株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 諏訪部 慶吉 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 町田 恵美 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、カテナ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カテナ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

平成21年5月20日

カテナ株式会社

代表取締役社長 平本 謹一殿

カテナ株式会社監査役会

常勤監査役 原 徹 ㊟

監査役 中村嘉宏 ㊟

監査役 鈴木 豊 ㊟

監査役 川口幸久 ㊟

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第42期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人である監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

（注）監査役中村嘉宏、監査役鈴木 豊及び監査役川口幸久は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,213	流動負債	10,767
現金及び預金	4,192	買掛金	3,624
受取手形	492	短期借入金	4,345
売掛金	6,003	1年以内返済予定長期借入金	1,258
商品	366	1年以内償還予定社債	200
仕掛品	137	リース債務	12
前払費用	36	未払金	674
繰延税金資産	790	未払法人税等	36
短期貸付金	40	前受金	58
その他	157	賞与引当金	360
貸倒引当金	△ 5	その他	198
固定資産	12,918	固定負債	3,554
有形固定資産	8,815	社債	300
建築物	2,798	長期借入金	1,475
構築物	22	退職給付引当金	1,441
車両運搬具	6	役員退職慰労引当金	98
器具備品	59	リース債務	22
土地	5,894	その他	217
リース資産	34	負債合計	14,322
無形固定資産	99	(純資産の部)	
借地権	1	株主資本	10,813
ソフトウェア	54	資本金	5,392
電話加入権	42	資本剰余金	2,680
その他	0	資本準備金	388
投資その他の資産	4,003	その他資本剰余金	2,291
投資有価証券	541	利益剰余金	2,974
関係会社株式	450	利益準備金	80
長期貸付金	9,349	その他利益剰余金	2,893
保証金	193	繰越利益剰余金	2,893
繰延税金資産	2,856	自己株式	△ 233
その他	135	評価・換算差額等	△ 3
貸倒引当金	△ 9,523	その他有価証券評価差額金	△ 3
資産合計	25,131	純資産合計	10,809
		負債・純資産合計	25,131

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成20年 4月 1日)
(至 平成21年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		32,927
売 上 原 価		28,833
売 上 総 利 益		4,094
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,312
営 業 利 益		1,781
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	47	
不 動 産 賃 貸 料	385	
そ の 他	52	484
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	162	
賃 貸 原 価	190	
支 払 手 数 料	142	
そ の 他	29	524
経 常 利 益		1,741
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	40	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	14	
そ の 他	6	60
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,145	
そ の 他	12	1,158
税 引 前 当 期 純 利 益		643
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	20	
法 人 税 等 調 整 額	△ 212	△ 191
当 期 純 利 益		835

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成20年 4月 1日)
(至 平成21年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
前 期 末 残 高	5,371	368	2,298	2,666
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	20	20		20
剰 余 金 の 配 当				—
利 益 準 備 金 の 積 立				—
当 期 純 利 益				—
自 己 株 式 の 処 分			△ 6	△ 6
自 己 株 式 の 取 得				—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—
当 期 変 動 額 合 計	20	20	△ 6	13
当 期 末 残 高	5,392	388	2,291	2,680

	株 主 資 本					評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
		繰 越 利 益 剰 余 金					
前 期 末 残 高	46	2,436	2,482	△ 20	10,500	△ 168	10,332
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行			—		40		40
剰 余 金 の 配 当		△ 343	△ 343		△ 343		△ 343
利 益 準 備 金 の 積 立	34	△ 34	—		—		—
当 期 純 利 益		835	835		835		835
自 己 株 式 の 処 分			—	29	22		22
自 己 株 式 の 取 得			—	△ 242	△ 242		△ 242
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			—		—	164	164
当 期 変 動 額 合 計	34	457	491	△ 213	312	164	477
当 期 末 残 高	80	2,893	2,974	△ 233	10,813	△ 3	10,809

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券：

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) デリバティブ：時価法

(3) たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準……原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

評価方法

商品：移動平均法

仕掛品：個別法

(会計方針の変更)

当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号平成18年7月5日）が適用されたため、棚卸資産の評価基準については、原価法から原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）に変更しております。なお、これによる損益への影響は軽微であります。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）：定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～65年

器具備品 3～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）：

自社利用のソフトウェア……社内における利用期間（5年）に基づく定額法

市場販売目的のソフトウェア……販売開始後3年以内の販売見込数量に基づき償却

ただし、その償却額が残存有効期間に基づく均等配分額に満たない場合は、その均等配分額を最低限として償却しております。

その他無形固定資産……定額法

(3) リース資産：

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……

定額法（リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定）

（会計方針の変更）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前事業年度末における未経過リース料残高を取得原価として取得したものととしてリース資産を計上する方法によっております。

これによる損益に与える影響はありません。

3. 重要な引当金の計上方法

- (1) 貸倒引当金：債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金：従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法による按分額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (4) 役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金支払に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

（追加情報）

役員賞与引当金につきましては、従来、役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しておりましたが、役員報酬制度の見直しに伴い、役員賞与を支給しないこととしたため、当事業年度より、役員賞与引当金を計上しておりません。

4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップについて、特例処理を採用しております。

6. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表関係

1. 関係会社に対する短期金銭債権	39百万円	
長期金銭債権	9,101百万円	
短期金銭債務	102百万円	
2. 有形固定資産の減価償却累計額	5,507百万円	
3. (1) 担保に供している資産	建物	2,744百万円
	土地	5,453百万円
(2) 担保に係る債務	短期借入金	4,195百万円
	1年以内返済予定長期借入金	508百万円
	長期借入金	350百万円
4. 保証債務		
東京都ビジネスサービス株式会社の金融機関からの借入金に対する保証		7百万円

損益計算書関係

関係会社との取引高	
売上高	281百万円
外注費等（売上原価）	336百万円
営業取引以外の取引高	70百万円

株主資本等変動計算書関係

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	1,009,935株

税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
繰越欠損金	1,453
貸倒引当金	3,584
貸倒損失	431
減損損失	903
退職給付引当金	586
その他	495
小計	7,456
評価性引当額	△3,792
繰延税金資産の合計	3,663
繰延税金負債	
適格退職年金他	△ 16
繰延税金負債の合計	△ 16
繰延税金資産の純額	3,647

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
評価性引当金	△72.8
住民税均等割等	3.2
その他	△ 0.9
	△29.8%

関連当事者との取引関係

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ソフトウェア生産技術研究所㈱	所有 直接 100.0%	役員の兼任 資金の貸付	貸付金の回収	8	長期貸付金	9,101

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案し決定しております。ただし、清算中または事業を休止している会社に対する貸付金につきましては無利息としており、担保は受け入れておりません。なお、当該貸付金に対しては全額貸倒引当金を計上しております。

退職給付関係

1. 退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

(1) 退職給付債務	△1,894
(2) 年金資産	335
(3) 未積立退職給付債務 (1) + (2)	△1,558
(4) 未認識数理計算上の差異	154
(5) 貸借対照表計上額純額 (3) + (4)	△1,404
(6) 前払年金費用	36
(7) 退職給付引当金 (5) - (6)	△1,441

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

(1) 勤務費用	139
(2) 利息費用	33
(3) 期待運用収益	△ 3
(4) 数理計算上の差異費用処理額	1
(5) 退職給付費用 (1) + (2) + (3) + (4)	170

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(2) 割引率	2.0%
(3) 期待運用収益率	1.0%
(4) 数理計算上の差異の処理年数	5年

(各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法による按分額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。)

1 株当たり情報関係

1. 1株当たり純資産額	322円10銭
2. 1株当たり当期純利益	24円33銭

重要な後発事象関係

(自己株式の取得)

当社は、平成21年4月27日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定に読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、定款の定めに基づき、自己の株式を取得するものであります。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得しうる株式の総数 | 2,000,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 5.96%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 600百万円(上限) |
| (4) 取得期間 | 平成21年4月28日から
平成21年7月27日まで |

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月15日

カテナ株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員

公認会計士 諏訪部 慶吉 ㊞

指定社員
業務執行社員

公認会計士 町田 恵美 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カテナ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

平成21年5月20日

カテナ株式会社

代表取締役社長 平本 謹一殿

カテナ株式会社監査役会

常勤監査役 原 徹 ㊟

監 査 役 中 村 嘉 宏 ㊟

監 査 役 鈴 木 豊 ㊟

監 査 役 川 口 幸 久 ㊟

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上
(注) 監査役中村嘉宏、監査役鈴木 豊及び監査役川口幸久は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上